

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】令和3年2月12日(2021.2.12)

【公表番号】特表2020-518433(P2020-518433A)

【公表日】令和2年6月25日(2020.6.25)

【年通号数】公開・登録公報2020-025

【出願番号】特願2019-554920(P2019-554920)

【国際特許分類】

B 01 J 23/89 (2006.01)

C 07 C 33/03 (2006.01)

C 07 C 29/17 (2006.01)

C 07 B 61/00 (2006.01)

【F I】

B 01 J 23/89 Z

C 07 C 33/03

C 07 C 29/17

C 07 B 61/00 300

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月23日(2020.12.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

炭素-炭素三重結合を含む有機出発物質の水素による選択的接触水素化における、金属合金担体を含む粉末状触媒系の使用であって、前記金属合金担体は、

(i) 前記金属合金担体の総重量に基づいて55重量% (w t %) ~ 80 w t % の Co と、

(ii) 前記金属合金担体の総重量に基づいて20 w t % ~ 40 w t % の Cr と、

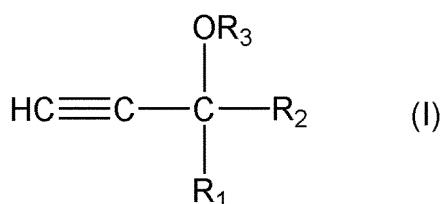
(iii) 前記金属合金担体の総重量に基づいて2 w t % ~ 10 w t % の Mo と、

を含み、前記金属合金担体は、金属酸化物層で被覆され Pd で含浸され、前記金属酸化物層は CeO₂ を含むことを特徴とする金属合金担体を含む粉末状触媒系の使用。

【請求項2】

炭素-炭素三重結合を含む前記有機出発物質は、式(I)

【化1】



(式中、

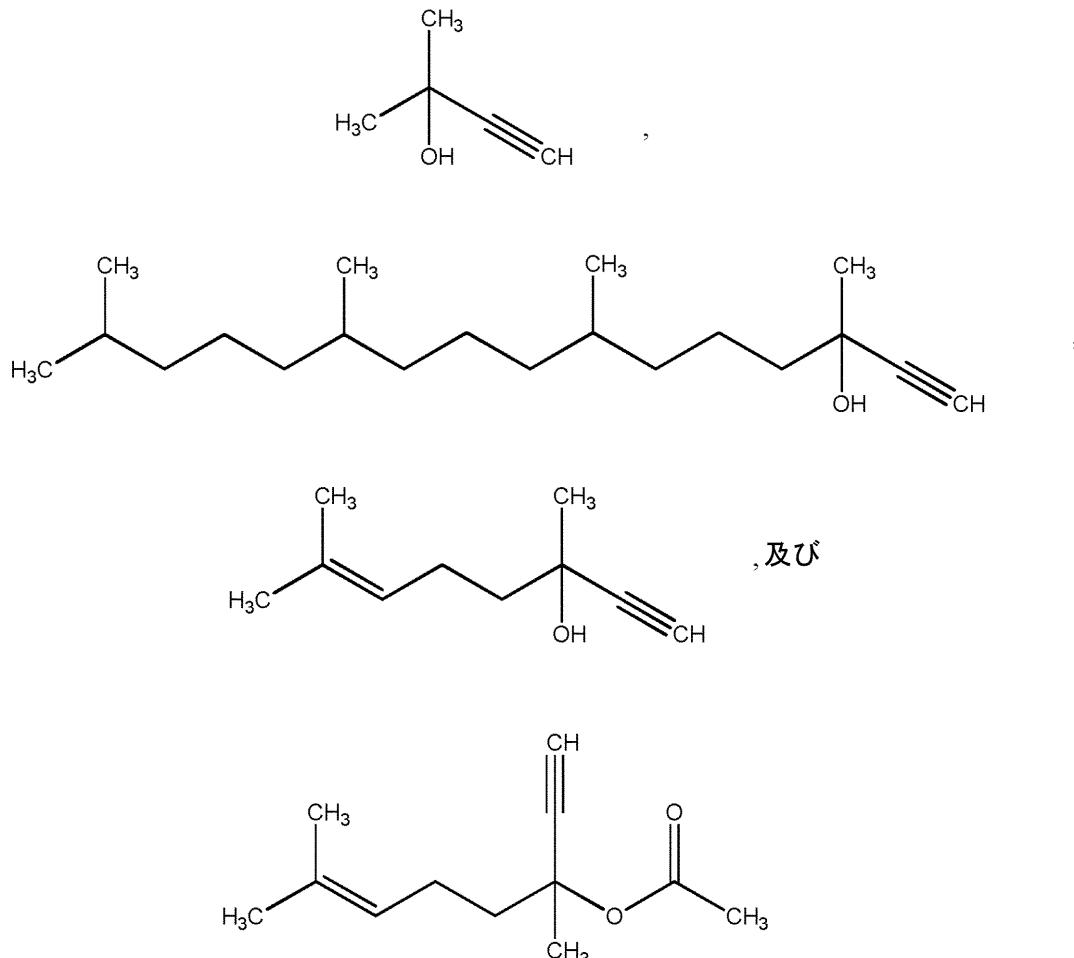
R₁ は、直鎖型又は分岐型 C₁ ~ C_{3~5} アルキル或いは直鎖型又は分岐型 C₅ ~ C_{3~5} アルケニル部位であり、C鎖は置換されることができ、

R_2 は直鎖型又は分岐型 $C_1 \sim C_4$ アルキルであり、 C 鎖は置換されることができ、 R_3 は H 又は - $C(CO)C_1 \sim C_4$ アルキルである) の化合物である、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 3】

炭素 - 炭素三重結合を含む前記有機出発物質は、以下の式

【化 2】



の任意の化合物である、請求項 1 又は請求項 2 に記載の使用。

【請求項 4】

水素が H_2 ガスの形態で使用される、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 5】

前記金属合金担体は、

- (i) 前記金属合金担体の総重量に基づいて 55 wt % ~ 70 wt % の Co と、
 - (ii) 前記金属合金担体の総重量に基づいて 20 wt % ~ 35 wt % の Cr と、
 - (iii) 前記金属合金担体の総重量に基づいて 4 wt % ~ 10 wt % の Mo と、
- を含む、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 6】

前記金属合金担体は、Cu、Fe、Ni、Mn、Si、Ti、Al、及びNb からなる群から選択される少なくとも 1 つの更なる金属を含む、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 7】

前記金属合金担体は炭素を含む、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 8】

前記金属合金担体は、 CeO_2 の層、及び任意選択的に少なくとも 1 つの更なる金属 (

C r、M n、M g、C u及び／又はA l)酸化物の層で被覆されている、請求項1～7のいずれか一項に記載の使用。

【請求項9】

金属合金担体を含む粉末状触媒系であって、前記金属合金担体は、

(i) 前記金属合金担体の総重量に基づいて55重量% (w t %) ~ 80 w t % のC oと、

(ii) 前記金属合金担体の総重量に基づいて20 w t % ~ 40 w t % のC rと、

(iii) 前記金属合金担体の総重量に基づいて2 w t % ~ 10 w t % のM oと、
を含み、前記金属合金担体は、金属酸化物層で被覆されP dで含浸され、前記金属酸化物層はCeO₂を含むことを特徴とする、金属合金担体を含む粉末状触媒系。